

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、新たに住居を購入した月の半年後である平成26年11月分まで、それぞれの事由（持病、要介護及び介護）に応じて月額3万円が賠償された（ただし、既払い金を除く。）ほか、原発事故前から有していた疾患が避難生活によって悪化した申立人の生命身体損害について、既に平成26年2月分まで直接請求によって一定額の支払がされていたものの、平成30年8月分まで、治療費については全額、入通院慰謝料及び入通院交通費については、原発事故の影響割合を8割として算定した金額が賠償された（ただし、いずれも既払い金を除く。）事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- 1 精神的損害（増額分）
 - (1) 申立人X2分 金1,265,000円
(平成23年3月11日～平成26年11月30日)
 - (2) 申立人X3分 金180,000円
(平成26年3月1日～平成26年11月30日)
 - (3) 申立人X1及び同X4分 金270,000円
(平成26年3月1日～平成26年11月30日)
- 2 身体的損害（申立人X2分）
 - (1) 入通院慰謝料 金294,000円
(平成23年3月11日～平成30年8月31日)
 - (2) 入通院交通費 金124,080円
(平成26年3月1日～平成30年8月31日)
 - (3) 治療費 金71,705円
(平成23年4月9日～平成30年8月31日)
- 3 診断書取得費用
 - (1) 申立人X2分 金38,880円
(平成30年10月12日～平成30年10月12日)
 - (2) 申立人X3分 金9,660円
(平成30年7月28日～平成30年9月28日)

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金2,253,325円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人

に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年4月22日

（仲介委員 大汐義光）